

西岡図書館・児童会館除排雪業務における  
待機補償料の取扱について

1 対象業務

待機補償料の対象となる業務は、新雪除雪業務及び運搬排雪業務とする。

2 待機補償料の適用

待機補償料は、業務内容の変更に伴い委託料を変更する場合において、年度末における出来高が当初契約金額の合計を下回ることとなった場合に適用する。

3 新業務価格の算定

(1) 待機補償料は、以下の作業毎に算定する。

- ア 構内新雪除雪費（機械除雪）
- イ 構内新雪除雪費（人力除雪）
- ウ 運搬排雪費

(2) 年度末に行う委託料の変更に伴う新業務価格は、各作業の出来高金額に待機補償料を加算した金額を新設計金額とし、間接業務費及び一般管理費等その他の経費を加えた額とする。

(3) 前項の業務の変更において、新委託料は、当初設計金額に対する当初委託料の比率を新業務価格に乗じた金額とする。

(4) 待機補償料は各々の作業毎に、以下の計算式により算定する。

$$\text{項目毎待機補償料} = (\text{当初設計金額} - \text{出来高金額}) \times \text{項目毎待機補償料率 } \alpha$$

なお、項目毎待機補償料率  $\alpha$  は下表のとおりとする。

項目毎待機補償料率 $\alpha$	
構内新雪除雪費（機械除雪）	74%
構内新雪除雪費（人力除雪）	100%
運搬排雪費	66%